

証券コード 7120
(発送日) 2023年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月5日

株 主 各 位

東京都台東区浅草橋五丁目20番8号
株式会社 S H I N K O
代表取締役社長 福 留 泰 蔵

第9期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を次ページ記載のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kk-shinko.com/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7120/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「SHINKO」又は「コード」に当社証券コード「7120」(半角)を入力、検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔Ⅱ
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第9期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月27日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時50分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時50分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

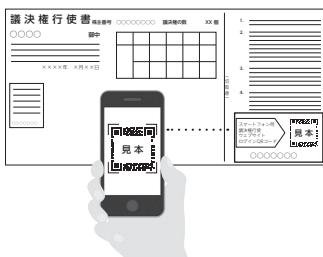
インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

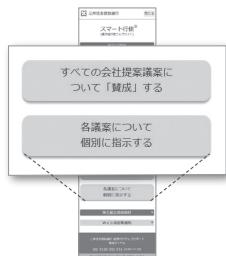
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

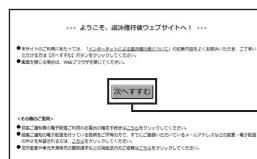
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

わが国経済は、ここ数年にわたってプラス成長とマイナス成長を繰り返し、一進一退の状態が続いておりましたが、当事業年度においては2022年10月より外国人観光客の受け入れが再開し、経済活動の正常化が図られ、2023年3月の政府の月例経済報告によると、一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直しているとあります。

2022年9月には、米国の大幅利上げによる日米金利差拡大を背景に、円安・ドル高が進展し、政府・日銀はおよそ24年ぶりとなる円買い・ドル売りの為替介入を実施しました。世界経済は、2023年3月にはシリコンバレー銀行の破綻により金融システム不安が高まり、米国経済の先行きは不透明となっております。海外経済の景気後退は、わが国の景気を下押しするリスクとなることから、今後も注視していく必要があります。

そのような中、国内においては製造業を中心に企業収益の改善傾向が続いており、人手不足やテレワーク関連の投資やデジタル化に向けたソフトウェア投資等、設備投資が増加しております。

当社においても、介護業務支援ソフトや薬局DXに伴う薬局経営サポートシステムの需要増加により、機器の販売、設定の依頼が想定以上に増加しました。また、2022年6月には2023年4月よりオンライン資格確認の導入を原則として義務付けることが閣議決定され、保険医療機関・保険薬局においては、顔認証付きカードリーダーの設置等体制整備が必要となりました。当社にも多くの企業から設置作業の依頼があり、当事業年度の業績は計画を大きく上回りました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高15,948,715千円（前事業年度比14.9%増）、営業利益752,829千円（同24.3%増）、経常利益762,418千円（同24.5%増）、当期純利益481,563千円（同13.7%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、「セグメント利益」は、本源的な事業の業績を図るために、本社管理部門の販売費及び一般管理費配賦前の営業損益を示しており、各報告セグメントの全社への貢献を明確化した利益指標であります。

保守サービス事業

保守サービス事業では、P H C株式会社（以下、P H C社）の製品である、全国の医院・クリニックに導入されているメディコム（レセプトコンピュータ、電子カルテ）をはじめ、調剤薬局に導入されている薬歴システムや錠剤包装機、病院に導入されている注射薬払出システムや適温配膳車等の保守サービスを提供しております。メディコムの保守は、既存顧客の機器リプレイス時に契約形態を当社と顧客がメディコムハード保守契約を直接締結する方式から、顧客とP H C社がハード保守契約を締結し、P H C社から当社が保守を受託するシステムサポート契約方式への切り替えが近年進んでおり、この契約形態の変更により、利益は確保しつつ売上実績は減少傾向にあります。一方でこの契約方式になることで、これまで未契約であった顧客との契約締結が促進されており、契約件数は増加傾向にあります。

また、P H C社以外では、ソリューション事業において設置展開した機器の保守、運用を引き続き当社で受託するケースが増加傾向にあり、導入、展開から保守運用までワンストップで対応可能という当社の強みが、新規案件獲得に繋がっております。また、全国60超の拠点を生かした既存顧客からの保守エリア拡大要請や、新規顧客からの保守依頼も増加傾向にあり、事業は堅調に成長しております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高4,557,688千円（同4.6%増）、セグメント利益705,932千円（同24.2%増）となりました。

ソリューション事業

ソリューション事業では、主要取引先である日本電気株式会社、K D D I株式会社をはじめ、その他全国の企業からの依頼により、I T機器の物販、設計・構築、設置展開作業を受注しております。

当事業年度は、介護業務支援ソフトや薬局経営サポートシステムの需要増加に伴い、機器の設定、販売の依頼が増加しました。また、政府による医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入が2023年4月より義務化されるのに伴い、保険医療機関・保険薬局への顔認証付きカードリーダーの設置作業依頼が多くありました。その後、オンライン資格確認原則義務化の期限付き経過措置が設けられ、システムの導入期限の延期により一部設置作業が次年度に持ち越されましたが、当初想定していた以上の案件受託により、売上高は大幅に増加いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高9,212,092千円（同25.6%増）、セグメント利益865,249千円（同25.8%増）となりました。

人材サービス事業

人材サービス事業では、NECフィールドディング株式会社へのカスタマエンジニア派遣、KDDI株式会社へのシステムエンジニア派遣、提案書作成等の業務請負、その他企業へもエンジニアを派遣しております。

当事業年度は、近年の転職市場の活性化、IT人材不足の市場におけるエンジニアの求人倍率の増加により、採用活動が想定のとおりには進まず、また退職者が例年と比較して多くおりました。しかしながら、新規取引先への派遣開始や、派遣単価の引き上げ交渉等により、売上高の減少幅は微減に抑えることができました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高2,178,933千円（同0.8%減）、セグメント利益318,027千円（同12.1%減）となりました。

事業別売上高（単位：千円）

事業区分	第8期 (2022年3月期) (前事業年度)		第9期 (2023年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
保守サービス事業	4,358,834	31.4%	4,557,688	28.6%	198,853	4.6%
ソリューション事業	7,331,986	52.8	9,212,092	57.8	1,880,106	25.6
人材サービス事業	2,195,459	15.8	2,178,933	13.7	△16,525	△0.8
合計	13,886,281	100.0	15,948,715	100.0	2,062,434	14.9

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は58,732千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

全ての事業に係る基幹システム、電子申請システム、人事給与システムの機能拡充のため17,379千円、保守機材の購入のため5,946千円、その他社内インフラ設備の拡充のため35,407千円（うち26,613千円はリース資産）の投資を実施いたしました。

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度は、2023年3月22日付で東京証券取引所スタンダード市場に上場したことに伴い実施した公募増資により161,920千円資金調達いたしました。また、運転資金として300,000千円を銀行借入により資金調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 6 期 (2020年3月期)	第 7 期 (2021年3月期)	第 8 期 (2022年3月期)	第 9 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	13,356,800	12,684,076	13,886,281	15,948,715
経 常 利 益 (千円)	635,770	477,946	612,539	762,418
当 期 純 利 益 (千円)	420,278	236,982	423,521	481,563
1株当たり当期純利益 (円)	157,164.94	50.22	247.10	280.53
総 資 産 (千円)	4,704,288	5,520,211	5,522,000	6,466,730
純 資 産 (千円)	1,034,041	1,112,360	990,351	1,625,265
1株当たり純資産 (円)	343,520.38	389.21	577.80	905.95

(注) 当社は、2021年9月30日開催の取締役会決議により、2021年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

株式会社ヒューマンサービスは、当社の親会社でしたが、2023年3月22日付で当社が東京証券取引所スタンダード市場へ株式を上場した際、株式売出しを行ったことにより、親会社に該当しないこととなりました。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、更なる経済の活性化、景気の持ち直しが期待されております。国内ITサービス市場においては、企業のDXに向けた取り組み、レガシーシステムの刷新・更新、クラウドサービス活用需要による市場の拡大が考えられます。

また、2022年10月に内閣総理大臣を本部長とする医療DX推進本部の設置が閣議決定され、政府が推進する医療DXは、2023年1月の電子処方箋の情報を皮切りに、電子カルテ情報、予防接種情報の共有拡大を検討しており、将来的には全国医療情報プラットフォームの適切かつ効率

的な運用の実現を目指しております。当社においても第9期におけるオンライン資格確認導入作業に続き、今後も医療DXに関連した業務の依頼が増加することが期待されます。

そのような中、IT業界では人材不足が深刻化しております。経済産業省の調査によると、わが国では、2030年には最大で79万人ものIT人材が不足すると予測されております。

当社では保守サービス事業、ソリューション事業、人材サービス事業の3事業全てにおいて主要なリソースはエンジニアであり、今後の更なる事業拡大には、「人」への投資が一層必要であると考えております。

当社では、採用市場や求職者の動向を注視しつつ、全国に拠点を有する強みを生かし、ジョブローテーションの取り組みにより地元での就業志向に応える等、エンジニアの多様な働き方を提案してまいります。また、職種・階層に応じた育成プログラムを更に充実させ、個々の社員のスキル向上を継続的にフォローしてまいります。

また、生産性の向上のため、教育やジョブローテーションを活用してカスタマエンジニア、システムエンジニアの両スキルを有するエンジニアの育成を図り、保守サービス事業、ソリューション事業の業務に効率的に取り組める体制を整えてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
保守サービス事業	サーバ、PC、プリンター、専用端末、ネットワーク等、多様な機器の保守及びコールセンター、ヘルプデスクサービス等のシステムの運用サポートを提供しております。
ソリューション事業	システムの設計、構築、設置工事、展開管理等のICTサービスの提供及び顧客の要望に合わせた機器の提案、販売をしております。
人材サービス事業	IT機器の保守、点検、修理を行なうカスタマエンジニア、システムの設計や、ネットワークの設計・構築、派遣先企業のフロント営業のサポートを行うシステムエンジニアの派遣をしております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

本 社	東京都台東区
支 店	北海道支店 : 北海道札幌市 東北支店 : 宮城県仙台市 北関東支店 : 栃木県宇都宮市 さいたま支店 : 埼玉県さいたま市 東京支店 : 東京都江東区 千葉支店 : 千葉県千葉市 西東京支店 : 東京都小金井市 横浜支店 : 神奈川県横浜市 甲信越支店 : 長野県長野市 中部支店 : 愛知県名古屋市 関西支店 : 大阪府大阪市 中四国支店 : 広島県広島市 九州支店 : 福岡県福岡市
テクニカルセンター	東京都台東区
サービスセンター	東京都台東区

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

事 業 区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減
保 守 サ ー ビ ス 事 業	291 (75) 名	20名減 (6名増)
ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	202 (64)	17名増 (30名増)
人 材 サ ー ビ ス 事 業	266 (3)	5名減 (0名増)
全 社 (共 通)	38 (12)	0名増 (4名増)
合 計	797 (154)	8名減 (40名増)

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 リ そ な 銀 行	300,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2023年3月22日付で東京証券取引所スタンダード市場に新規上場いたしました。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,850,000株
(2) 発行済株式の総数 1,794,000株
(3) 株主数 1,789名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヒ ュ ー マ ン サ ー ビ ス	270,900株	15.10%
P H C 株 式 会 社	266,000株	14.83%
S H I N K O 従 業 員 持 株 会	115,500株	6.44%
福 留 泰 蔵	100,200株	5.59%
株 式 会 社 S B I 証 券	89,300株	4.98%
エヌ・デーソフトウェア株式会社	76,000株	4.24%
楽 天 証 券 株 式 会 社	61,600株	3.43%
タチバナショウケンホンコンユウゲンコウシ	54,100株	3.02%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	48,300株	2.69%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	44,700株	2.49%

- (注) 1. 東京証券取引所スタンダード市場への株式上場に伴い、公募増資により発行済株式総数は80,000株増加しております。
2. 自己株式は保有しておりません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年12月20日開催の臨時株主総会及び取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	40個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり108,000円
付与対象者の区分及び人数	当社従業員37名、元当社従業員3名(注) 1
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 108円
新株予約権の行使期間	自 2020年12月21日 至 2028年12月20日
新株予約権の行使の条件	(注) 2
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を当社従業員に割り当てました。

(注) 1.付与対象者の死亡等による権利の喪失により、2023年3月31日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員37名、元当社従業員3名の合計40名となっております。

2.新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の行使は2020年12月21日から2028年12月20日までに行うこと。ただし、新株予約権が行使可能となった場合であっても、当社の取締役会がその株式を国内又は国外の証券取引所に上場することを決議するまでは、これを行わせることができないこととします。
- ② 権利行使にかかる払込金の一暦年間の合計額が1,200万円を超えないこととします。
- ③ 新株予約権の行使により取得する株式につき、当社と金融商品取引業者等との間であらかじめ締結される当社の株式の振替口座簿への記載もしくは記録、保管の移管又は管理及び処分に係る信託(以下、「管理等信託」という。)に関する取決めに従い、その取得後直ちに当社を通じて当該金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託又は管理等委託がされなければならないこととし

ます。

- ④ 新株予約権発行時において当社の従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- ⑤ 対象者の相続人は、新株予約権を行使することができません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	福 留 泰 蔵	執行役員 株式会社ヒューマンサービス 代表取締役社長 ※7
専務取締役	石 田 英 章	執行役員 経営企画室担当兼人財開発推進室担当兼ヘルスケアビジネス統括ユニット担当
常務取締役	高 坂 喜 一	執行役員 コーポレートスタッフ統括ユニット長
取 締 役	菊 池 薫	執行役員 人材サービス統括ユニット担当兼事業ライン統括ユニット長
取 締 役	佐 藤 秀 樹	執行役員 ソリューション統括ユニット担当
取 締 役	三 宅 大 輔	P H C株式会社 ※8 メディコム事業部長補佐・トランスフォーメーション担当部長兼メディコム経理部長 P H Cメディコム株式会社※9 常務執行役員管理本部長
取 締 役	漆 原 良 夫	漆原良夫法律事務所 代表 株式会社読売ニュースサービス 顧問 パイオネット・ソフト株式会社 顧問 株式会社フォーエヌ 顧問 株式会社アイザック 顧問 医療法人社団健志会 顧問
取 締 役	根 本 紀 行	根本紀行公認会計士事務所 代表
取 締 役	伊 藤 憲 太 郎	Fairly Devices株式会社 非常勤監査役 株式会社ボンマックス 非常勤監査役
常 勤 監 査 役	赤 堀 由 紀 雄	
監 査 役	若 松 巖	石川・若松法律事務所 弁護士 日本大学理工学部建築学科 非常勤講師
監 査 役	吉 田 修	キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役三宅大輔氏、漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役若松巖氏及び監査役吉田修氏は、社外監査役であります。
3. 監査役吉田修氏は、長年銀行、証券会社に勤務しており、営業、IPO準備、再建支援、業務監査等の豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役漆原良夫氏及び社外監査役若松巖氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2022年6月21日開催の第8期定時株主総会において、伊藤憲太郎氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
6. 当社は、社外取締役漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏並びに社外監査役若松巖氏、吉田修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 株式会社ヒューマンサービスは当社のその他の関係会社であります。
8. 当社とP H C株式会社との間には、同社製品の保守受託や同社製品の仕入等の取引関係があります。
9. 当社とP H Cメディコム株式会社との間には、P H C株式会社製品の保守、その物販・作業や業務委託等の取引関係があります。
10. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2023年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	村 上 芳 仁	経営企画室長
執行役員	松 木 隆 憲	ヘルスケアビジネス統括ユニット長
執行役員	星 野 達 也	ソリューション統括ユニット長
執行役員	黒 川 一 保	人材サービス統括ユニット長
執行役員	森 渕 琢 磨	北ブロック統括支店長
執行役員	菊 地 智 己	東ブロック統括支店長
執行役員	盛 田 和 明	西ブロック統括支店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該最低責任限度額を超える部分については、損害賠償責任その他の責任を負わないものとするとしております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員報酬の基本方針を定めており、概要は以下のとおりであります。

〈基本方針〉

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、かつ企業文化と融合したものであること。

役員にとって、形成戦略・経営計画の完遂、目標とする会社業績の達成を動機付ける業績連動性の高い報酬制度であること。

当社が経営を担う者に求める『経営人材のあるべき姿』に適う人材を確保できる報酬であること。

株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること。

報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること。

〈報酬に関する事項〉

当社の常勤取締役の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会において、役位（職位）に応じた基本報酬を基礎として、前事業年度の業績及び個人目標の達成度を加味して決定いたします。報酬額は業績及び個人目標の達成度により前年度比最大40%変動いたします。

業務執行から独立した立場である社外取締役については、基本報酬のみを支給する方針としております。

報酬は金銭とし、毎月均等に支払われるものとします。

※本方針は、2021年6月24日開催の取締役会において決議いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年6月20日開催の定時株主総会にて、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役4名）であります。

監査役の報酬限度額は、2019年6月20日開催の定時株主総会にて、年額30百万円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名（うち、社外監査役1名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、2022年6月21日開催の取締役会において、常勤取締役各人の2022年7月から

2023年6月までの年間報酬決定に当たり提出された評価案について、社外取締役及び監査役による議論、検討の結果、常勤取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

④ 監査役の報酬等について

監査役の報酬等は、業務分担の状況等を勘案し、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	155百万円 (6)	155百万円 (6)	－ (－)	－ (－)	8名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	17 (3)	17 (3)	－	－	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	172 (10)	172 (10)	－ (－)	－ (－)	11 (5)

(注) 当期末現在の取締役員数は9名（うち、社外取締役は4名）であり、期末在任者のうち社外取締役1名が無報酬であります。

⑥ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑦ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役三宅大輔氏は、P H C株式会社のメディコム事業部長補佐・トランスフォーメーション担当部長兼メディコム経理部長及びP H Cメディコム株式会社の常務執行役員管理本部長を兼務しております。P H C株式会社は当社の株主であり、かつ当社と取引関係があります。P H Cメディコム株式会社と当社との間には取引関係があります。
- ・取締役漆原良夫氏は、漆原良夫法律事務所代表、株式会社読売ニュースサービス顧問、パイオネット・ソフト株式会社顧問、株式会社フォーエヌ顧問、株式会社アイザック顧問及び医療法人社団健志会顧問を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役根本紀行氏は、根本紀行公認会計士事務所代表を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役伊藤憲太郎氏は、Fairly Devices株式会社非常勤監査役及び株式会社ボンマックス非常勤監査役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役若松巖氏は、石川・若松法律事務所の弁護士及び日本大学理工学部建築学科非常勤講師を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉田修氏は、キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社非常勤監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 三宅大輔	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。 ヘルスケア業界及び財務会計等の幅広い視点及び見識から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 漆原良夫	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。 弁護士及び国会議員としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 根本紀行	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての経験によって培われた幅広い視点から、適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 伊藤憲太郎	2022年6月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。 経歴に裏付けされた経験と上場企業及びコーポレートガバナンス・コードに関する豊富な知見に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 若松巖	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 吉田修	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。 経歴に裏付けされた豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

- ① 取締役が法令、定款及び当社の企業理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動基準/指針」、「コンプライアンス基本方針」等を定める。
- ② 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議、その他社内規程に従い、当社の業務を執行する。

(2) コンプライアンス

- ① コンプライアンスの徹底をはかるため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、管理監督を行う。
- ② コンプライアンス委員には、常勤取締役及び業務監査室長を配置し、コンプライアンス違反を未然に防止するとともに、従業員等がコンプライアンスを正しく理解し、実践していくために指導する。
- ③ 内部監査部門として、代表取締役社長直轄の業務監査室を設置する。業務監査室は「内部監査規程」、「内部監査実施細則」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に監査を実施し、代表取締役社長及び監査役に対し、その結果を報告する。
- ④ 業務に関して法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、「内部通報制度運用規程」を定め、使用人が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる内部通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。
- ⑤ 反社会的勢力の排除を「コンプライアンス基本方針」に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。

(3) 財務報告の適正確保のための体制

適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならびに誤謬等が生じないように、「経理規程」その他社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、実効性のある内部統制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役は、「文書管理規程」に基づき、次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに保存する。

- ① 株主総会議事録
- ② 取締役会議事録

- ③ その他取締役の職務執行に関する重要な文書
 - (2) 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書管理規程」に基づき適正に保存、管理する。
 - (3) 当社が保存又は管理する電磁的記録については、「情報セキュリティ基本方針」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。
 - (4) 取締役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、閲覧、謄写又は複写することができる。
 - (5) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 職務遂行に伴うリスクは、与信リスク、リーガルリスク、情報管理リスク、自然災害リスク等様々なリスクがあり、リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、「リスク管理規程」を定める。
 - (2) 当社におけるリスク管理を適切に実施するため、代表取締役社長をリスク管理の最高責任者と定め、業務執行部門の責任者を委員とするリスク管理委員会を設置する。
 - (3) リスク管理委員会は、予見されるリスクの洗い出し、評価、防止策、リスク発生時の対応策等を検討及び審議し、その結果を取締役に報告する。また、実施する施策の進捗状況管理や担当部署への指導を行い、社内諸規程を遵守する方策を確保することにより当社の損失の危険を回避・予防する。
また、重大な損失の危険が現実化した場合には、速やかに取締役会に報告する。
 - (4) 事業部門は、諸規程に基づく権限の範囲内で職務を遂行する。
 - (5) 取引・信用管理・与信限度額管理等については、「与信管理規程」に定める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 定例の取締役会を月1回開催する他、必要に応じて適時臨時に開催する。取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図る。
 - (2) 定款において会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす旨を定めており、緊急かつ簡易な案件に関する承認手続きの効率化を図る。
 - (3) 業務運営に関する個別経営課題については、実務的な観点から執行役員、統括支店長等によって構成される経営会議において審議する。経営に関する重要事項については、そ

の審議を経て取締役会において職務の執行の決定を行う。

- (4) 職務執行に係る権限の委譲に関する規程を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行うことにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 使用人が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動基準/指針」「コンプライアンス基本方針」等を定め、全ての使用人に対し周知徹底する。
 - (2) 使用人は重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、「コンプライアンス規程」に基づき報告するものとする。なお、利用者の匿名性は担保されるとともに不利益を蒙らない仕組みとする。
 - (3) コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその独立性及び指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 代表取締役は、監査役会を設置し監査職務を補助する使用人（以下「補助使用人」）を配置する。
 - (2) 補助使用人の人選は、監査役会の職務遂行上必要な知識・能力を勘案し、監査役会又は常勤監査役と協議のうえ決定する。
 - (3) 補助使用人は、当社の就業規則に従うが、当該職務に関する指揮命令権は監査役会に属するものとし、異動、評価、懲戒等の人事事項については監査役会又は常勤監査役と事前協議のうえで機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
 - (1) 監査役は、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制等、監査役への報告に関する体制の強化に努める。
 - (2) 監査役は、取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに監査役に報告することが自らの義務であることを強く認識するよう、取締役に対して求める。
 - (3) 取締役との間で、監査役に対して定期的な報告を行う事項及び報告を行う者を協議して決定するものとする。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。
 - (4) あらかじめ取締役と協議して定めた監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的

な報告がなされるよう、監査役は、社内規程の制定その他の社内体制の整備を代表取締役
に求める。

- (5) 監査役は、内部通報システムにより重要な情報が監査役にも提供されているか及び通報
を行った者が通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことが確保されて
いるかを確認し、その内部通報システムが企業集団を含め有効に機能しているかを監視
し検証しなければならない。
- (6) 監査役は、内部通報システムから提供される情報を監査職務に活用するよう努める。
- (7) 監査役は、内部監査部門等との関係体制が実効的に構築・運用されるよう、取締役又は
取締役会に対して体制の整備を要請するものとする。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行に
ついて生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
代表取締役は、監査役会の職務の執行に協力し、監査の実効性を担保するため、監査費用の
ための予算措置を行い、監査役会の職務の執行に係る費用等の支払いを行う。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役は「監査役監査基準」に定める監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、監
査役監査の環境整備を行う。
- (2) 監査役会は、業務監査室に監査の指示を行うことができる。
- (3) 監査役会は、随時必要に応じ、業務執行部門の責任者及び重要な使用人に対して、監査
への協力を指示することができる。
- (4) 監査役会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報、意見交換等の
緊密な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその
適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりで
あります。

- ①コンプライアンスに対する取り組みの状況

経営会議においてコンプライアンス委員会の事務局である業務監査室より、各月のコンプライ
アンス相談窓口等に寄せられた内容等に関して報告しております。

②職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度に開催された取締役会は計18回であり、各議案及び報告事項について活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

③損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社では主要な損失の危険について、年2回7月及び1月に定例のリスク管理委員会を開催し、適宜確認することとしております。当事業年度は、7月、8月、10月の計3回リスク管理委員会を開催し、事業等のリスクの洗い出しと対応、ネットワーク障害リスクへの対策を中心に協議いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の売買は市場にゆだねるものと考えており、当社株式の大量買付を行う大量買付者による当社株式の買付要請に応じるか否かは、当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば何ら否定するものではありません。しかしながら、当社との十分な交渉や取締役会の合意を経ることなく、その目的や買収後の方針等の十分な情報の開示がなされぬまま一方的に株式の大量買付が行われることは、企業価値が毀損される可能性があり、適当でないと考えます。

当社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方としては、当社の掲げる企業理念を理解し、様々なステークホルダーと円滑な関係を構築することにより社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに株主の皆様の共同の利益を確保するものでなければならないと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後、当社株式について大量買付が行われた際に、株主の皆様が買付に応じるか否かの判断や取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保する、買付者と交渉を行うことを可能とする等、当社の企業価値と株主の皆様の共同の利益に反する買付行為を抑止するための検討が必要であると考えております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益を株主の皆様適切に還元し、ご支援に報いることを第一に、将来にも安定した配当を継続できるよう企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ配当することを基本方針としております。

具体的には、中間と期末の年2回、年間配当性向30%程度を目標として上記基本方針に基づき配当を実施していく予定であります。

当事業年度の期末配当金につきましては中間配当を行っておりませんので、年間配当金として普通株式1株につき70円とさせていただきます。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,452,747	流動負債	3,397,162
現金及び預金	929,594	買掛金	1,229,928
受取手形	45,887	短期借入金	300,000
電子記録債権	6,299	未払法人税等	183,842
売掛金	3,427,173	未払消費税	106,460
契約掛資産	147,437	未払費用	714,175
棚卸資産	541,144	前払費用	598,325
前払費用	257,397	受取引当金	27,126
預け替金	19,890	与り入金	220,788
立未仮貸倒引当金	25	固定負債	16,515
	78,117	固定負債	1,444,302
	0	退職給付引当金	1,185,227
	△219	長期未払金	165,397
固定資産	1,013,982	長期リース債務	32,740
有形固定資産	128,351	資産除去債務	60,937
建物附属設備	135,648		
工具、器具及び備品	86,394	負債合計	4,841,464
リース資産	72,710	(純資産の部)	
減価償却累計額	△166,401	株主資本	1,625,265
無形固定資産	102,418	資本金	180,960
のれん	13,354	資本剰余金	80,960
ソフトウェア	86,402	資本準備金	80,960
電話加入権	2,662	利益剰余金	1,363,345
投資その他の資産	783,212	利益準備金	25,000
敷金・保証金	276,031	その他利益剰余金	1,338,345
長期前払費用	48,633	繰越利益剰余金	1,338,345
繰延税金資産	458,546		
資産合計	6,466,730	純資産合計	1,625,265
		負債純資産合計	6,466,730

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
売 上 高	15,948,715	接 待 交 際 費	4,839
売 上 原 価	12,316,725	会 議 費	2,798
労 務 費	4,220,078	販 売 促 進 費	8,102
商 品 売 上 原 価	5,606,608	リ ー ス 料	7,873
外 注 費	2,490,038	減 価 償 却 費	63,481
売 上 総 利 益	3,631,989	の れ ん 償 却 費	4,451
販売費及び一般管理費	2,879,160	貸 倒 引 当 金 繰 入	266
役 員 報 酬	172,661	保 険 料	18,504
給 与 及 び 手 当	611,552	利 息 費 用	63
賞 与 引 当 金 繰 入	115,012	租 税 公 課	74,699
法 定 福 利 費	104,665	貸 倒 損 失	5
退 職 給 付 費 用	35,774	雑 費	8,661
福 利 厚 生 費	37,208	営 業 利 益	752,829
旅 費 交 通 費	343,491	営 業 外 収 益	12,625
教 育 訓 練 費	20,571	受 取 利 息	107
通 信 費	114,528	保 守 契 約 解 約 益	6,486
支 払 手 数 料	104,589	雑 収 入	6,031
荷 造 運 送 費	81,179	営 業 外 費 用	3,035
不 動 産 賃 借 料	486,346	支 払 利 息	507
水 道 光 熱 費	42,304	雑 損 失	2,528
一 般 消 耗 品 費	33,529	経 常 利 益	762,418
器 具 備 品 費	60,977	特 別 損 失	2,315
維 持 修 繕 費	45,226	減 損 損 失	2,315
社 外 役 務 費	150,499	固 定 資 産 売 却 損	0
人 材 派 遣 料	98,502	税 引 前 当 期 純 利 益	760,103
新 聞 函 書 費	383	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	235,579
採 用 費	19,108	法 人 税 等 調 整 額	42,960
広 告 宣 伝 費	7,297	当 期 純 利 益	481,563

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社SHINKO
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	柳 下 敏 男	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	上 西 貴 之	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHINKOの2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社SHINKO 監査役会
常勤監査役 赤堀 由紀雄 ㊟
社外監査役 若松 巖 ㊟
社外監査役 吉田 修 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第9期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金70円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は125,580,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

定款第2条（目的）に関しまして、IT資産の選定から廃棄までのライフサイクルを各プロセスに応じてサポートするLCMサービス事業の展開とSDGsへの取り組みを可能とするため事業内容を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. (条文省略) (新 設)</p> <p><u>10.</u> 前第1号から第9号までに掲げる業務に附帯する業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～9. (現行どおり)</p> <p><u>10.</u> 古物商</p> <p><u>11.</u> 前第1号から第10号までに掲げる業務に附帯する業務</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位	
1	ふくどめたいぞう 福留泰蔵	代表取締役社長執行役員	【再任】
2	いしだひであき 石田英章	専務取締役執行役員	【再任】
3	たかさかきいち 高坂喜一	常務取締役執行役員	【再任】
4	さとうひでき 佐藤秀樹	取締役執行役員	【再任】
5	むらかみやしひと 村上芳仁	執行役員 経営企画室長	【新任】
6	ほしのたつや 星野達也	執行役員 ソリューション統括ユニット長	【新任】
7	みやけだいすけ 三宅大輔	取締役	【再任】 【社外】
8	うるし ばら よし お 漆原良夫	取締役	【再任】 【社外】 【独立】
9	ねもと のり ゆき 根本紀行	取締役	【再任】 【社外】 【独立】
10	いとう けんたろう 伊藤憲太郎	取締役	【再任】 【社外】 【独立】

【再任】再任取締役候補者、【新任】新任取締役候補者、【社外】社外取締役候補者、

【独立】証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	ふ く ど め た い ぞ う 福 留 泰 蔵 (1953年4月25日)	1979年4月 日本金属株式会社 入社 1982年2月 株式会社本田技術研究所 入社 1993年7月 衆議院議員 当選 2001年4月 株式会社エース商事 (現 株式会社エース電研) 入社 2005年3月 株式会社新興製作所 出向 2005年7月 同社取締役兼営業本部長就任 2006年7月 日本オンライン整備株式会社 取締役就任 2006年9月 当社 取締役就任 (非常勤) 2008年7月 株式会社新興製作所 常務取締役兼営業本部長就任 2009年6月 当社 代表取締役社長執行役員就任 (現任) 2016年12月 株式会社ヒューマンサービス 代表取締役社長就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヒューマンサービス代表取締役社長	100,200株
【選任理由】 同氏は、2009年6月から代表取締役社長として当社の経営の指揮を執り、当社の持続的な発展に尽力してきました。当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有し、当社の業務に深く精通しており、当社の継続的な企業価値向上を担うものとして適任であるため、引き続き取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	い し だ ひ で あ き 石 田 英 章 (1967年3月8日)	1987年4月 東京電子サービス株式会社 入社 1990年1月 当社 入社 2015年4月 執行役員 医療福祉推進本部長就任 2016年6月 取締役就任 2017年1月 株式会社ヒューマンサービス 取締役就任 2018年2月 当社取締役執行役員 医療福祉事業推進本部長就任 2018年6月 常務取締役執行役員 医療福祉事業推進本部長就任 2019年1月 常務取締役執行役員 サービスビジネス統括ユニット長就任 2020年6月 専務取締役執行役員就任 2020年11月 専務取締役執行役員 ヘルスケアビジネス統括ユニット長就任 2022年4月 専務取締役執行役員 経営企画室担当 兼 人財開発推進室担当 兼 ヘルスケアビジネス統括ユニット担 当就任(現任) 2022年6月 株式会社ヒューマンサービス 取締役退任	9,000株
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、当社の保守サービス部門を中心とした業務に関する豊富な知識・経験を有し、長年にわたり顧客基盤の強化及び収益構造の改善に尽力してきました。引き続き、当社の発展や企業価値向上に貢献できるものと判断し、取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	たか さか き いち 高 坂 喜 一 (1957年2月3日)	1979年4月 株式会社イトーヨーカ堂 入社 1981年4月 日航商事ビジネスサービス株式会社 入社 2011年4月 当社 入社 2014年4月 執行役員 管理本部長就任 2016年6月 取締役執行役員 管理本部長就任 2017年1月 株式会社ヒューマンサービス 監査役就任 2018年6月 当社 常務取締役執行役員 管理本部長就任 2019年1月 常務取締役執行役員 コーポレートスタ ッフ統括ユニット長就任 (現任) 2019年6月 株式会社ヒューマンサービス 取締役就任 2022年6月 株式会社ヒューマンサービス 取締役退任	9,000株
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、管理部門における豊富な実務経験を経て、総務、財務、税務及び会計に関する高い専門性を有しています。株式上場プロジェクトのリーダーとして、東京証券取引所スタンダード市場への上場を成し遂げる等、その能力を遺憾なく発揮しています。今後も当社の継続的な企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	さ とう ひで き 佐 藤 秀 樹 (1967年3月31日)	1987年4月 北海道NEC商品販売株式会社 入社 2002年7月 当社 入社 2015年4月 執行役員 ICTソリューション推進本部 長就任 2016年6月 取締役執行役員就任 2017年1月 株式会社ヒューマンサービス 取締役就任 2019年1月 当社 取締役執行役員 ソリューション事業統括ユニット長 兼 人財開発推進本部担当取締役就任 2020年4月 取締役執行役員 人財開発推進室担当兼ICTソリューション 統括ユニット担当兼人材サービス統括 ユニット担当就任 2022年4月 取締役執行役員 ソリューション統括ユニット担当就任 (現任) 2022年6月 株式会社ヒューマンサービス 取締役退任	9,000株
【選任理由】 同氏は、営業部門を中心に当社業務に関する豊富な知識・経験を有し、当社のソリューション事業の拡大に尽力してきました。今後も当社の継続的な発展に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	※ むら 村 かみ 上 よし 芳 ひと 仁 (1965年1月26日)	1986年4月 当社 入社 2010年9月 水戸支店長就任 2011年4月 名古屋支店長就任 2014年10月 札幌支店長就任 2015年4月 経営企画室長就任 2019年1月 執行役員 経営企画室長就任（現任）	—
【選任理由】 同氏は、豊富な現場での勤務経験を経て、2015年4月に経営企画室長に就任しました。経営企画室長就任から2023年3月の上場に至るまで、上場審査過程を通して、経営に関する知識の他に、分析能力や説明力、先を見通す能力を十分に発揮しました。今後もその手腕が活かされることを期待して、新たに取締役候補者となりました。			
6	※ ほし 星 の 野 たつ 達 や 也 (1969年3月30日)	1989年4月 当社 入社 2011年4月 東ブロック営業部 ゼネラルマネージャー就任 2018年1月 ソリューション営業本部 ソリューショ ン営業部長就任 2019年1月 ソリューション事業統括ユニット パー トナー事業本部長 就任 2020年4月 執行役員 ICTソリューション統括ユニット長就任 2022年4月 執行役員 ソリューション統括ユニット長就任（現 任）	—
【選任理由】 同氏は、営業部門での勤務経験を積み、当社執行役員就任後は、ソリューション統括ユニット長として当社の企業価値の向上に尽力してきました。今後もその豊富な経験と高度な知識を活かした経営手腕が発揮されることを期待して、新たに取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	み や け だ い す け 三 宅 大 輔 (1960年4月23日)	<p>1984年4月 松下電器貿易株式会社 (現 パナソニック株式会社) 入社</p> <p>1991年9月 アメリカ松質株式会社 出向</p> <p>2008年2月 パナソニックフランス株式会社 出向</p> <p>2009年9月 パナソニックイギリス株式会社 出向</p> <p>2012年6月 パナソニックヘルスケア株式会社 (現 PHC株式会社) 転籍</p> <p>2018年1月 PHC株式会社 メディコム経理部長就任</p> <p>2018年6月 当社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>2020年5月 PHC株式会社 メディコム事業部事業部長補佐・トランスフォーメーション担当部長 兼メディコム経理部長 就任</p> <p>2022年9月 PHCメディコム株式会社 (現 ウィーメックス株式会社) 常務執行役員 管理本部長 就任</p> <p>2023年4月 ウィーメックス株式会社 トランスフォーメーション担当部長 兼人事部長 兼総務部長 就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) ウィーメックス株式会社 トランスフォーメーション担当部長 兼人事部長 兼総務部長</p>	-
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、パナソニックグループ企業における長年にわたる海外勤務経験及び経理に関する豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する助言や業務執行に対する監督を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
8	うるし ばら よし お 漆 原 良 夫 (1944年11月18日)	<p>1971年4月 東京弁護士会 弁護士登録</p> <p>1981年4月 漆原良夫法律事務所開設 (現任)</p> <p>1985年3月 株式会社読売ニュースサービス 顧問就任 (現任)</p> <p>1990年3月 パイオネット・ソフト株式会社顧問就任 (現任)</p> <p>1996年10月 衆議院議員 当選</p> <p>2017年11月 公明党 顧問就任</p> <p>2018年3月 株式会社フォーエヌ 顧問就任 (現任)</p> <p>2018年3月 株式会社アイザック 顧問就任 (現任)</p> <p>2018年3月 医療法人社団健志会 顧問就任 (現任)</p> <p>2019年6月 当社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>漆原良夫法律事務所 代表</p> <p>株式会社読売ニュースサービス 顧問</p> <p>パイオネット・ソフト株式会社 顧問</p> <p>株式会社フォーエヌ 顧問</p> <p>株式会社アイザック 顧問</p> <p>医療法人社団健志会 顧問</p>	-
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、弁護士であり、衆議院議員として長年にわたり国政に携わった経験により幅広い見識を有しています。会社経営に直接関与した経験はありませんが、当社のコンプライアンス体制の構築及び維持に対する助言や監督を期待し、引き続き社外取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
9	ね も と の り ゆ き 根 本 紀 行 (1974年10月31日)	1997年4月 日本通運株式会社 入社 2006年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監 査法人) 入所 2011年9月 公認会計士登録 2018年8月 根本紀行公認会計士事務所開業(現任) 2019年6月 当社 社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 根本紀行公認会計士事務所 代表	-
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、公認会計士であり、監査法人に勤務していた経験により豊富な知識を有しています。会社経営に直接関与した経験はありませんが、専門の見地からの当社の経営に対する助言や業務執行に対する監督を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			
10	い どう けん た ろ う 伊 藤 憲 太 郎 (1956年5月19日)	1979年4月 大和証券株式会社 入社 2004年2月 大和証券SMBC株式会社 公開引受部長 就任 2007年4月 大和証券SMBC株式会社 公開引受担当 兼制度商品担当参与就任 2010年4月 大和証券株式会社 常勤監査役就任 2017年5月 株式会社ボンマックス 非常勤取締役就 任 2017年6月 株式会社Nagisa 非常勤監査役就任 2018年3月 株式会社DG Life Design 非常勤監査 役就任 2019年3月 Fairy Devices株式会社 非常勤監査役 就任(現任) 2020年4月 株式会社ボンマックス 非常勤監査役就 任(現任) 2022年6月 当社 社外取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) Fairy Devices株式会社 非常勤監査役 株式会社ボンマックス 非常勤監査役	-
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、大和証券株式会社にて約26年間新規上場業務に従事しておりました。新規上場制度改革に関する業界ワーキングに参加し、ブックビルディングの導入等に携わった経験によりIPOに関する豊富な知識を有していることから、2022年6月に当社の社外取締役就任しました。証券市場、コンプライアンス及びコーポレートガバナンス・コードにつき、専門の見地からの監督、助言等を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 三宅大輔氏、漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。諸氏が再任された場合は、当社は引き続き諸氏を独立役員とする予定であります。
5. 三宅大輔氏、漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。諸氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって三宅大輔氏が5年、漆原良夫氏が4年、根本紀行氏が4年、伊藤憲太郎氏が1年となります。
6. 当社は、三宅大輔氏、漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、諸氏の再任が承認された場合は、諸氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の契約締結を予定しております。被保険者の株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
8. 福留泰蔵氏は、当社の株主である株式会社ヒューマンサービスの代表取締役社長であり、同社は当社その他の関係会社に該当いたします。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 4階 飛翔Ⅱ
TEL 03-3847-1111



交通	つくばエクスプレス	「浅草駅」 A 2 出口	徒歩 1 分
	東京メトロ銀座線	「田原町駅」 3 番出口	徒歩 7 分
	東武スカイツリーライン	「浅草駅」 松屋出口	徒歩 10 分
	都営地下鉄浅草線	「浅草駅」 A 4 出口	徒歩 13 分